

## 仕様書(iPad)

### 1 件名

令和8年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備 (iPad)

### 2 本調達目的

岡山県では、「GIGA スクール構想」を推進するために、県立学校（義務教育段階）及び市町村立学校の児童生徒1人につき1台の学習者用端末（以下、「端末」という。）を整備した。1人1台端末の活用を進めていく中で、端末故障の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどの課題が生じているため、令和6年度から令和10年度をGIGA スクール構想の第2期と位置づけ、計画的な端末の整備・更新を行う。

### 3 調達方法

公募型プロポーザル（企画提案競技）方式とし、本仕様書にある条件と要望に対する提案書、プレゼンテーション、価格により充足度合いを総合的に評価する。決定後は市町村（以下「調達設置者」という。）ごとに契約を結び、その支払いについては、「購入」とする。なお、本業務は、各調達設置者の業務の効率化を図るため、県域での共同調達を実施する。

### 4 本書の位置づけ

本仕様書は、岡山県 GIGA スクール構想推進協議会（ICT による学校教育の充実・発展と、これによる GIGA スクール構想の更なる推進に連携・共同して取り組むために設置した県及び県下全市町村で構成する任意団体。以下「当協議会」という。）が取り組む本業務に関する提案要求資料として作成したものである。

本業務の調達は、公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において、当協議会が示した要件を達成するための解決方法や実現化手法等について提案すること。

本仕様書に記載された要件の中に実現できないものがある場合、若しくは、代替案による場合は、提案書に必ず記載すること（失格とはならない）。

なお、本仕様書及び本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、原則、当協議会の解釈・判断に従うこと。

また、契約段階において、提案を受けた内容等に変更があり得ることをあらかじめ了承すること。

### 5 調達機種

iPad (A16) (WiFi モデル)

※後継機種が発売された場合は、後継機種での納入も可能とする。（周辺機器についても同様とする。）ただし、契約金額に変更のないこと及び周辺機器等については端末本体の後継機種で動作確認済みの製品を納入することを条件とし、各調達設置者との協議を経るものとする。また、全数量同一機種とすることが困難である場合は、調達設置者ごとに同一機種とすること。

## 6 調達台数

1,334 台 ※学習者用、予備機、指導者用を含む総台数

(調達設置者・台数・納期・配送先は別紙 1-1~3、2を参照)

※端末台数等については、実際に調達する際に増減する場合がある。

## 7 上限費用

1 台あたり 55,000 円(税込み)

仕様書で、オプションと示す項目を除く。(8 調達の範囲内の本業務における調達範囲表参照)

※上限費用を超過した場合でも失格とはならない。

※後継機種で納入する場合、機種変更による金額の変更は認めない。

## 8 調達の範囲

- ・ 端末、周辺機器 (キーボード・タッチペン・本体カバー・保護フィルム)、端末管理機能 (以下、「MDM」という。)
- ・ 導入作業 (端末のキッティング、納品、保守・保障)

本業務における調達範囲

区分	内容		7 上限費用 に含むもの	調達範囲	特記事項
機器等	端末		○	調達範囲に含む	仕様書に示すスペック以上のもの
	周辺 機器	キーボード	○	調達範囲に含む	【必須】
		タッチペン	○		【必須】
		本体カバー	○		【必須】
		保護フィルム	○		【必須】
MDM		○	調達設置者で判断	別紙 1・2 参照	
導入 作業等	キッティング		○	調達設置者で判断	別紙 1・2 参照
	納品		○	調達範囲に含む	別紙 1・2 参照
	その他		オプション	調達設置者で判断	別紙 1・2 参照

※各項目について、見積額を一覧で提出すること。

※見積額には、本仕様書に記載のすべてに関わる費用を含むこと。また「オプション」の記載内容を除く部分の合計費用は上限費用以内であること。(当然、「オプション」の内容を含み上限費用以内であれば、より望ましい。)

※ 1 つの項目で複数の価格設定がある場合は、記入例を参考に、提案一覧用と価格評価用に分けるとともに、価格評価用の見積書には最も高い金額の提案を表記すること。

(例) キーボード①~③のうち、単価が最も高い機器を価格評価用に記載する。

## 9 端末の基本仕様

OS	iPadOS
ストレージ	64GB 以上
画面	10～14 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
周辺機器	ハードウェアキーボード及びタッチペン
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）
外部接続端子	USB2.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8 時間以上
重さ	1.5kg 程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
MDM <small>※ただし、MDM を共同調達する調達設置者のみ</small>	以下の設定をネットワークを介して行うための MDM を有していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末の機能制御設定</li> <li>・ 端末が利用する App/Book の配信</li> <li>・ 接続先ネットワークの制御</li> <li>・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）</li> </ul>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</li> <li>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マルウェアから端末を保護する機能</li> <li>・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい）</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</li> </ol>

※上記以外の項目も、以下のドキュメントを満たすこと。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_02624.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html)

GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準(令和 6 年 4 月 17 日)

## 10 端末の特記仕様

- ・ 物品はすべて新品であること。
- ・ 本体カラーはシルバーとすること。
- ・ 本体カバー、キーボード、タッチペン、保護フィルム、MDMの仕様については、下記のとおり。  
なお、各調達設置者の希望及び数量は別紙 1 - 2 のとおりである。

### 【本体カバー、キーボード】

区分	仕様
①	<p>○キーボード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体カバーとキーボードは分離したセパレート型であること。</li> <li>・ USB Type-C コネクタ（オス）の有線接続であること。</li> <li>・ ハードウェアキーボードは JIS キーボードであり、キー数は 86 であること。</li> <li>・ 重量 290g 以下、パンタグラフ式であること。</li> </ul> <p>※参考品：SANWA SUPPLY SKB-SL32CBK</p> <p>○カバー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体を収納できるフラップ付ケースであること。</li> <li>・ 材質は外装は合成皮革・TPU素材であること。</li> <li>・ ケース内部にタッチペン（後述のタッチペン区分①）を収納できること。</li> <li>・ 装着したまま充電や写真撮影操作ができること。</li> <li>・ アンクル調整可能なスタンド機能を有すること。</li> <li>・ オートスリーブ機能を有すること。</li> </ul> <p>※参考品 エレコム TB-A25RSABK</p> <p>○変換アダプタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3.5 mm ヘッドフォンジャックを接続するための Type-C 用アダプタを別途用意すること。</li> </ul> <p>※参考品：SANWA SUPPLY MM-ADUSBTC4TK</p>
②	<p>○カバー付きキーボード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体カバーとキーボードは一体型であること（キーボードは着脱不可）。</li> <li>・ Type-C 有線接続であること。</li> <li>・ 電源は iPad 本体から給電できること。</li> <li>・ キーボードは、パンタグラフ式で、誤入力を防ぐ窪みのある JIS キーボードであること。 また、かな並びにアルファベットの大文字及び小文字が印字されていること。</li> <li>・ 3.5 mm ヘッドフォンジャック及びストラップホールを有すること。</li> </ul> <p>※参考品：SANWA SUPPLY SKB-IP8BK</p>

③	<p>○カバー付きキーボード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体カバーとキーボードは一体型であること（キーボードは着脱不可）。</li> <li>・Smart Connector 接続であること。</li> <li>・電源は iPad 本体から給電できること。</li> <li>・ハードウェアキーボードは JIS キーボードであること。</li> </ul> <p>※参考品：ロジクール Rugged Combo4 キーボードケース（iPad 用）</p> <p>○変換アダプタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.5 mm ヘッドフォンジャックを接続するための Type-C 用アダプタを別途用意すること。</li> </ul>
---	---

### 【タッチペン】

区分	仕様
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペン先はシリコンゴム及び導電性繊維であること。</li> <li>・バッテリー非搭載かつ電池不使用であること（静電式であること）。</li> <li>・シリコンゴム部分については 5 mm 以下のペン先を有し、キャップ等紛失しやすいパーツがないこと。</li> </ul> <p>※参考品：ArTeC タッチペン 91863</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペン先はディスク型であること。</li> <li>・バッテリー非搭載かつ電池不使用であること（静電式であること）。</li> </ul> <p>※参考品：ArTeC 2WAY タッチペン 95713</p>

### 【保護フィルム】

区分	仕様
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記仕様のタッチペンが動作するものであること。</li> <li>・低反射の素材であること。</li> <li>・ケースと干渉を起こさないこと。</li> </ul> <p>※参考品 SANWA SUPPLY LCD-GGSKBIP8</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記仕様のタッチペンが動作するものであること。</li> </ul> <p>※参考品 ELECOM TB-A22RFLA/P</p>

### 【MDM】

区分	仕様
MDM①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インヴェンティット株式会社の提供する mobiconnect for Education（5年）</li> </ul>

## 11 導入作業の仕様

・端末のキッティング・納品は、以下の中から調達設置者ごとに別紙 1-2、1-3 のとおり選択する。

※以下選択した内容を実施後に各調達設置者が指定する箇所へ納品し、納品後の梱包材等を撤去すること。なお、原則として、キッティングは児童生徒等が端末を使用可能な状態まで実施すること。

- ①開梱・フィルム貼付・カバーの装着・管理シール（受注者作成、内容は調達設置者が指定）の貼付。
- ②学校名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレスの 4 要素を紐付けた資料を作成し、電子媒体（Excel または csv 形式を想定）を調達設置者に提出。

③システムの起動とネットワーク接続の設定。

④標準ソフトウェア・フィルタリングソフトのインストール及び設定。

※OS を含む各ソフトウェアのインストール及び納品については、各ソフトウェアの使用許諾契約に違反しないよう留意すること。

⑤MDM との連携設定。

⑥更新対象端末のうち、希望する台数を無償引取りすること。

※再使用できない端末や再使用後の端末については、国内で再資源化するよう適切な手続きを行うことが望ましい。

※端末を処理する業者は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者等であること。また、処分の実施内容が、製造事業者が認定を受けた範囲内（収集区域、収集運搬方法、収集許可品目、再使用する場合は再使用についての認定がある）であること。

※回収した機器のデータ消去証明書を各自治体へ発行すること。

（各書類の発行が有償である場合は、【参考様式】見積書（提案一覧用）の「上記以外に必要な経費へ」計上すること。）

なお、引取り端末が有価である場合は、下記の点に留意すること。

✓引取り端末が、有価である場合は見積書内に下取り価格を別に表記すること。

✓Apple 正規ディストリビューターが提供する Apple 公認の下取りプログラムを利用すること。

✓mobiconnect を使用した下取りに必要な対応のマニュアルがあること。

✓下取り業者が梱包材を持参し、梱包作業および輸送前数量確認を行うこと。

✓データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた業者で行うこと。

・出荷前に Automated Device Enrollment（ADE）登録を行うこと。

・搬入の際には、施設等を傷つけることの無いようにすること。施設等の破損があった場合には、調達設置者及び各校と協議の上、受注者の責任において対応すること。

・端末の基本設定として、初期不良診断、納品時点での OS の最新バージョンのアップデートを実施したうえで納入すること。

・サプライチェーンリスクを考慮した端末を選定すること。

・受注者は、納入した製品の障害が発生し、調達設置者の依頼により修復・修理を行う際に、当該製品にセキュリティレベルの高い情報資産が格納されている場合は、情報資産の漏洩を未然に防止するための対策を各調達設置者と協議し、実施すること。

・キッティングに必要な場所の確保や設備等は受注者で準備し、費用も負担すること。

・キッティングに際しては、学校の授業や業務に支障が出ないようにすること。

## 12 その他提案いただきたい項目（オプション）

- ・下記に示す項目の提案は、任意とする。
- ・下記に示す項目において、別途費用が必要な場合は、サービスまたはソフトウェアごとに単価を示し、提案すること。その際、調達台数に応じてサービス内容が変更となる場合、可能な限りその詳細を明示すること。
- ・なお、本項目については前述の「7. 上限費用」には含まれず、審査時の価格の算定には含まない。

### （1）その他の提案

本仕様書にない項目について、有償・無償問わず、児童生徒にとって教育的効果が高い及び学びを止めないサービスやソフトウェアがある場合は提案すること。

## 13 その他

### ① 個人情報の取扱い

- ・受託者は、個人情報の管理に関して各調達設置者の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・個人情報保護の観点から、セキュリティに関する資格（ISMS 及びプライバシーマーク）を取得していることが望ましい。

### ② 情報セキュリティ

- ・情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏洩等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた環境において、本契約に係る業務を実施すること。
- ・コンピュータ（USB 等の記録媒体含む）取扱い及び電子データの受渡しが必要な場合は、各調達設置者の指示に基づいて業務を実施すること。

### ③ 守秘義務

- ・受託者は、調達設置者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏洩しないよう十分に配慮しなければならない。

### ④ その他事項

- ・本整備は、岡山県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用するため、契約時に補助対象経費と補助対象外経費がわかるように内訳書を作成し、各調達設置者に提出すること。また、実績報告等の際に必要な資料の作成及び提供に協力すること。
- ・受注者は、保証期間内（使用開始後1年間を想定）において調達設置者へ納入した端末に故障、不具合等が発生した場合（故意及び重過失を除く）は、無償にて修理等の対応を行うこと。この場合において、受付、端末の受け取りから修理完了、返却までの間の代替機等については、別途調達設置者との協議の上、定めることとする。
- ・使用開始日から1年間は、契約不適合責任期間とし、納入物が本仕様書に適合しない旨の通知が調達設置者からあった場合には、受注者の責任及び負担において納入物の修正等の対応をすること。

- ・受注者は、契約後速やかに各調達設置者と打ち合わせを行うこと。また、各学校への納入スケジュールについては、別途事前に各調達設置者と協議すること。その他、随時調達状況について、調達設置者の照会に対応すること。
- ・調達設置者の依頼に応じて、障害報告や事後対策会議等の打合せに参加すること。
- ・また、調達設置者が必要と判断した会議・打合せについても参加すること。この会議費や出張旅費は別途請求しないこと。
- ・納入場所における納入数の内訳を変更する場合、調達設置者は受注者と協議すること。